

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴う保育所等の対応について
(お知らせ)

日頃より、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国より、1都3県を対象とした緊急事態宣言が発出されました。

本市においても感染が拡大傾向にあることから、緊急事態宣言期間中(2月7日(日)まで)の保育所等の対応について、次のとおりお知らせさせていただきますので、よろしくをお願いします。

【緊急事態宣言期間中の保育所等の対応について】

○保育所等は、原則開所し、保育の提供が必要なお子様の受入れを継続します。

ただし、感染予防の観点から、ご家庭での保育を希望される場合やご家族でお子様を見ることができる場合等、ご家庭での保育が可能な場合につきましては、ご協力いただくようお願いいたします。なお、ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、1月12日(火)以降の保育料について、1日単位で返金させていただきます。(裏面参照)

○保育所等をご利用する場合についても、登降園時間の分散化や真に必要な保育時間についてご検討いただき、お子様の安全に配慮した施設の運営にご協力ください。

○毎朝の検温や風邪症状の確認等、健康観察にご留意いただくとともに、お子様だけに限らず、ご家族についても、発熱等の体調不良が認められる場合には、登園を控えていただきますようお願いいたします。

○お子様を含めたご家族の方につきましては、感染が疑われ、PCR検査等を受けられる場合は、速やかに利用されている施設にご連絡ください。

○お子様や職員等の施設の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合は、一定期間、臨時休園とさせていただく場合があります。臨時休園の実施や期間等につきましては、感染状況や保健所の指示等を踏まえ、決定させていただきます。

○お子様や保護者の方が濃厚接触者に特定された場合は、保健所から示された経過観察期間は登園できません。

裏面に続く

○保育料について

項目	対応
保育料 (0～2歳児 クラスのみ)	1月12日(火)以降について、ご家庭での保育にご協力いただいた場合は、ご家庭での保育を行った日数に応じて、保育料を1日単位で返金いたします。 ただし、再計算後の金額は、登園日数が確定しないと算出できないため、一度お支払いいただいた後に、返金させていただきます。(返金時期は別途お知らせいたします)

○保育の認定について

項目	対応
保育の認定	就労での認定を受けている方について、2月末までの期間は、就労時間が月64時間を下回った場合であっても認定を継続いたします。 求職活動での認定を受けている方で、1月末日までに認定期間が終了する方については、2月末日までの期間を求職活動として再認定します。

以上

相模原市こども・若者未来局保育課

教育・保育支援班

電話 042-769-8340(直通)